

強靱な国土構造の実現に向けた税制に関する提言

～地方拠点強化税制の見直しと国土強靱化への企業の寄与を促進する税制創設～

2016年9月

公益社団法人 関西経済連合会
一般社団法人 中部経済連合会

1. 強靱な国土構造の実現に向けた考え方

国においては、2014年6月、『国土強靱化基本計画』が策定され、強靱な国土づくりが進められているところであるが、2016年4月の熊本地震を機にわが国の災害対応力をより一層強化していくことの必要性が改めて認識された。首都直下地震及び南海トラフ巨大地震の発生が30年以内に70%程度と高い確率で予測されていることを踏まえると、強靱な国土構造の実現は喫緊の課題であり、わが国経済の持続的成長および危機管理の観点から東京一極集中を是正し、経済の核が首都圏以外にも存在する複眼型の国土構造の実現が求められる。

併せて、各地域の防災力の向上が強靱な国土の実現には不可欠であることから、ゼロメートル地帯等リスクの高い地域における緊急性の高い対策に集中投資し、強靱化を加速できるよう、防災・減災のための社会資本整備に十分な予算を確保するとともに、新たな財政支援制度を創設するなど支援措置を講じるべきである。また、緊急防災・減災事業債の要件の緩和や恒久化など、地方財政に十分配慮した措置が併せて必要であると考ええる。

一方、企業も自らがわが国経済の成長を支えるとの自覚を持ち、今後、発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ巨大地震に備えて、防災力・減災力の向上や立地地域との連携体制構築等、自主的な防災・減災投資を行っていくべきである。国はこれらの活動を促すことで、国民経済全体のレジリエンスの向上を図っていくべきものと考ええる。

以上の観点から、関西経済連合会と中部経済連合会は共同で危機管理及び持続的経済成長のための“強靱な国土構造”実現に向けて、とりわけ必要と思われる税制措置について要望する。

2. 必要な税制措置

(1) 地方拠点強化税制の拡充

2015年度に創設された「企業の地方拠点強化税制」について、人口の東京への過度な集中の是正と、地方での安定した雇用確保という創設の目的については大いに賛同する。しかしながら、税制優遇を受けられる移転先対象地域は、現行の近畿圏整備法・中部圏開発整備法の大都市圏法制による制限を受けており、関西圏・中部圏の都心部は除外されている。大都市圏法制は高度経済成長期に三大都市圏への産業及び人口の過度の集中を防止し、各圏域内の適正な配置を図る目的で策定されたものの、何ら時代に則した見直しがなされないまま

存置されている。近畿圏整備法・中部圏開発整備法を改め、発展を促す方向への転換が求められる。

今後、東京一極集中の是正と地方創生の実現のためには、関西圏と中部圏を首都圏と並ぶ成長エンジンへと発展させ、わが国全体の国際競争力を高めるとともに、その効果を全国に波及させる視点が不可欠であるため、両圏における都心部を「地方拠点強化税制」の優遇対象地域とすべきである。

（２）国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の創設

国は、東日本大震災以降、2011 年 6 月の「津波対策の推進に関する法律」の施行、2013 年 11 月の「改正耐震改修促進法」の施行、同 12 月の「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の制定、冒頭に触れた 2014 年 6 月の「国土強靱化基本計画」の策定など一連の施策を進めてきた。

これらの諸施策がより大きな効果を発揮するためには、国は企業が進める防災・減災対策を後押しする必要がある。なぜならば、災害に対する経済活動のレジリエンス向上とは、企業が経済活動の側面から国土強靱化に寄与するものと考えられるためである。

このため、企業による事業継続性向上に係る施設等への設備投資や、災害からの復旧・復興に役立つ機械等の保有に係る設備投資を促進する税制の整備を次の通り要望する。

具体的な税制措置の案

以下の償却資産の取得に対する優遇税制として、グリーン投資減税と同様に取得額の 30%の特別償却もしくは取得額の 7%の税額控除を可能とすべきである。

事業用建築物の耐震化に係る設備投資

耐震性向上を目的とする既存の事業用建築物の改修・増改築であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建築物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資。

津波被害の軽減に係る設備投資

津波被害の軽減を目的とする既存の防潮堤・防波堤の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を目的とする既存施設の高層階化や新設であって関係基準等を満たす設備投資。

安全性のより高い場所への移転に係る設備投資

地震に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転であって関係基準等を満たす設備投資。

非常用機器の設置に係る設備投資

地震被害に係る事業の継続性の向上を目的とする非常用自家発電など非常用機器等であって関係基準等を満たす設備投資。

建設事業者の建設機械等に係る設備投資

災害復旧に資すると認定できる特定の機械等に係るものであって、建設事業者が行う設備投資。

また、以下の非償却資産の取得に対する優遇税制として、計上される投資に対する 7 % の税額控除を可能とすべきである。

液状化対策に係る工事

地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良等の工事であって、関係基準等を満たす投資について、土地の簿価の増加額。

以 上